

ポイント解説 ◆ 法改正情報

第1回/全8回

社労士試験において必須となる、多岐に渡る法改正への対応。しかし、独学でそれを押さえていくのは至難の業です。この連載では毎月、試験対策上特に覚えておきたい法改正情報を中心に解説していきます。

社会保険労務士
加藤光大



☑ 労働安全衛生法 報告

(1) 総括安全衛生管理者の選任 (則2条2項)

改正前	事業者は、総括安全衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、様式第3号による報告書を、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。
改正後	事業者は、総括安全衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して、次に掲げる事項を、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に報告しなければならない。 i 労働保険番号 ii 事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号 iii 常時使用する労働者の数 iv 総括安全衛生管理者の氏名、生年月日及び選任年月日 v 総括安全衛生管理者の経歴の概要 vi 前任者がいる場合はその氏名及び辞任、解任等の年月日 vii 初めて総括安全衛生管理者を選任した場合はその旨 viii 報告年月日及び事業者の職氏名

事業者からの報告を報告書の提出ではなく、電子申請によるものとなりました。これにより、従来は所定の様式によっていたため、報告事項を明記していませんでしたが、報告事項を明記しました。

(2) 安全管理者の選任 (則4条3項)

事業者は、安全管理者を選任したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を、次条第1号の研修その他所定の研修を修了した者であることにつき証明